



人間牧場主・年輪塾々長  
若松 進一

## 遊休施設の利用と 地域づくり

もう十年も前のことだったのでしょ  
か、講演で訪れた中国地方の草深い山間  
地で、廃校となった小学校の鉄筋コンク  
リート校舎が、荒れるに任せて廃屋と  
なっている無残な姿を目の当たりにしま  
した。その当時は平成の大合併前で、過  
疎や少子化が進んでいるとはいえ、私の  
住んでいる愛媛県内でもわが町でも、学  
校の統廃合の話は噂には上っていたも  
の、まだまだ先のことだと誰もが他人  
事のように、安気に構えていた時期だっ  
たため、学校の廃屋を見た私は大きな  
ショックを受け、「廃校となった校舎を  
生かせないなんて、何て無策な町なんだ  
ろう」と、憤りすら感じたのです。

ところがこの十年、平成の大合併とい  
う国を揺るがす大きな出来事で、行政区

域が再編され、とりわけ過疎や高齢化、  
少子化に悩む町や村では、効果効率を目  
指す行政改革のあおりを受けて、学校の  
統廃合が急速に進み、地域の反対意見な  
ど無視する形で、学校の統廃合が今も進  
んでいるのです。当然行政は学校の統廃  
合を推進するため、統廃合後の校舎の利  
活用についても、妙案もないのにあるよ  
うにカモフラージュして統廃合を加速さ  
せ、現在に至っているのです。

私の町でも三年前二中学校が統合し、  
中学校一校が廃校となってしまいました  
。この中学校には新築してそんなに  
経っていない、立派な体育館が建ってい  
ますが、他にコミュニティセンターに隣  
接する体育館や小学校の体育館があるた  
め、町民の体育行事には殆ど使われず放  
置されています。耐震基準に満たないと  
いう理由で空き家になったままの鉄筋コ  
ンクリート校舎は、私がかつて中国山地  
で目の当たりにした、廃屋校舎と同じ哀  
れな末路を辿ろうとしているのです。多  
分私が十年前に感じたように、心ある人  
はその無策ぶりをあざ笑っていること  
でしょう。

日本の各地では2000年を挟んだ前  
後二十年間、自治体の首長が選挙を有利  
に戦うための手段として、ハコモノ行政  
といわれるような公共施設を、国や県の

支援を受けて無造作に造ってきました。  
私もその一翼を担いだ役場職員の一人で  
すから、大きな声では言えませんが、市  
役所は人口減少や少子高齢化の進展、社  
会状況の変化、地域住民ニーズの多様化  
などが大きな原因だとうそぶいています  
が、何と無意味で無駄なことをしてきた  
ことかと深く反省をするのです。にもか  
かわらず合併後二期目を終えた三期目  
の、昨今の県内首長選挙では性懲りもな  
く、相変わらず文化ホールや市役所庁舎  
などの新築計画を、錦の御旗にして戦  
いを繰り広げているのです。

厄介なことに公共施設の多くは、建設  
してから三十年以上が経過し、老朽化に  
よる更新時期を迎えていて、地震多発  
の日本では使いたくても使えない  
状況となっ  
ているよう  
で、大規模  
改修や改築  
に対応した  
財政需要の  
増大が想定  
されています  
が、財政  
難は事の外



厳しくその行く手を阻んでいるようです。

さて、私たちの街は一市二町が合併して八年前に誕生しましたが、旧市は別として少なくとも旧二町には運動公園、文化ホール、役場、保健センター、道の駅、観光宿泊施設、商工会館、森林組合、農協、公民館、学校、駅舎など比較的似かよった施設が多く、行政の統合と中央集中、産業団体の統廃合によって、使われなくなったりその目的を終った公共施設がやたらと目に付く様になり、合併や統廃合のゴタゴタでその実態さえ把握できていない状態で、このまま放置されるとゴーストタウンになりかねない雲行きです。

遊休施設とは行政や団体等が所有する施設で、現在使用されておらず、かつ今後の利用方法が定まっていないものを



いいですが、使われていても利用効率や効果の少ないもの、行政が赤字を補填しなければならぬ第三セクター運営の施設なども、遊休施設と位置

づけ、そのあり方を検討しなければならぬようです。とにもかくにもその実態をできるだけ早く掌握し、その有効な活用方法について廃止も含めた方針を、専門的な公的検討委員会を立ち上げて出すべきだと思っております。

遊休施設の利用については、誰が、誰に、どのようにして、何をするのか、行政財産の運用だけに法律や条例・規約に基づいて、貸し付ける行政や団体が借り受けて利用する相手を見定める必要があります。NPO法人設立の行政手続きをクリアしているまちづくり団体といえども、最近はまだいい物の団体もかなりあるので注意しなければなりません。

もし私たち地域づくりを目指す仲間が、遊休施設を利用しようとする場合は、NPO法人を設立することが必要になってくるものと思われまます。その場合施設を保有する行政や団体は活動拠点の確保を望むNPO法人や公益活動をすすめる団体に、自主管理を含めた利用計画を公募し、企画コンペ等によって選考を行います。行政は行政レベルの基準に照らし、公募の際相当額の貸付使用料を明示しなければなりません。その場合施設のある地域の意見を聞くことは当然のことです。選ばれたNPO法人や公益団体は施設保有者と貸し付け契約を結び、財

産の有効活用と公益活動団体の活動拠点を確保することで、双方が成果を得るのです。

地域づくりはこの二十一年間で大きく様変わりをしました。子育てや健康づくり、生涯学習や福祉、地域間交流、中心市街の活性化、地域産業おこし、移住促進、余暇活動、安心安全のまちづくりなど、広範多岐にわたり、それぞれの地域でそれぞれの団体やグループが活発に活動しています。人材と資金、活動拠点の3つはたとえ時代が変わっても、必要欠ぐべからざる条件です。とりわけ活動拠点は殆どの団体が苦労している状態のようで、遊休施設の活用は単に行政の問題だけではなく、地域づくりの意味からも大きなチャンスだと思っております。

「無能だと 人の失態 笑ったが 今  
はこちらが 無能笑われ」  
「あそこにも ここにも遊休 施設あり  
税金使い 何と無策か」  
「遊休の 施設使って 活動を 今、  
チャンスと 逆転発想」  
「首長は 選挙の度に ハコモノを  
造りさよなら 責任取らず」  
(若松進一 笑売啖呵より)